

議 案 第 40号
令和 5年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
砥堀 104号線	姫路市仁豊野486番1地先	
	姫路市仁豊野478番23地先	
砥堀 105号線	姫路市仁豊野478番7地先	
	姫路市仁豊野478番10地先	
城西 104号線	姫路市東辻井一丁目6番1地先	
	姫路市東辻井一丁目46番11地先	
安室 284号線	姫路市御立西六丁目1765番19地先	
	姫路市御立西六丁目1722番5地先	
安室 405号線	姫路市御立中一丁目599番6地先	
	姫路市御立中一丁目599番3地先	
安室 406号線	姫路市御立西六丁目1722番20地先	
	姫路市御立西六丁目1722番22地先	

高岡	305号線	姫路市下手野四丁目625番6地先	
		姫路市下手野四丁目630番8地先	
高岡	309号線	姫路市北今宿三丁目870番6地先	
		姫路市北今宿三丁目870番3地先	
荒川	374号線	姫路市岡田583番1地先	
		姫路市岡田584番8地先	
荒川	375号線	姫路市岡田55番6地先	
		姫路市岡田55番8地先	
荒川	376号線	姫路市井ノ口398番2地先	
		姫路市井ノ口398番6地先	
荒川	377号線	姫路市町坪65番5地先	
		姫路市町坪170番6地先	
糸引	95号線	姫路市北原474番地先	
		姫路市北原489番10地先	
糸引	181号線	姫路市北原482番5地先	
		姫路市北原486番1地先	
糸引	184号線	姫路市継128番3地先	
		姫路市継150番11地先	
糸引	194号線	姫路市北原215番2地先	
		姫路市北原206番21地先	
白浜	3号線	姫路市白浜町甲402番17地先	
		姫路市白浜町甲402番370地先	
白浜	248号線	姫路市白浜町宇佐崎南二丁目91番地先	
		姫路市白浜町丙580番地先	
妻鹿	93号線	姫路市飾磨区妻鹿374番1地先	
		姫路市飾磨区妻鹿374番7地先	

飾磨 573号線	姫路市飾磨区加茂東730番11地先	
	姫路市飾磨区加茂東730番16地先	
英賀 84号線	姫路市飾磨区英賀西町一丁目53番5地先	
	姫路市飾磨区英賀西町二丁目8番地先	
英賀 352号線	姫路市飾磨区中浜町三丁目102番3地先	
	姫路市飾磨区中浜町三丁目102番5地先	
大津 413号線	姫路市大津区天満331番3地先	
	姫路市大津区天満331番8地先	
勝原 368号線	姫路市勝原区宮田296番5地先	
	姫路市勝原区宮田296番18地先	
勝原 369号線	姫路市勝原区山戸623番1地先	
	姫路市網干区和久496番14地先	
旭陽 250号線	姫路市網干区田井249番1地先	
	姫路市網干区田井100番5地先	
旭陽 251号線	姫路市網干区田井243番34地先	
	姫路市網干区田井243番33地先	
旭陽 252号線	姫路市網干区田井100番17地先	
	姫路市網干区田井100番27地先	
旭陽 253号線	姫路市網干区坂上527番地先	
	姫路市網干区坂上563番1地先	
旭陽 254号線	姫路市網干区高田365番4地先	
	姫路市網干区和久509番1地先	
谷外 128号線	姫路市飾東町佐良和65番7地先	
	姫路市飾東町佐良和453番7地先	
花田 189号線	姫路市花田町加納原田748番15地先	
	姫路市花田町加納原田752番14地先	

花田 192号線	姫路市花田町上原田145番1地先	
	姫路市花田町上原田167番3地先	
花田 193号線	姫路市花田町上原田167番17地先	
	姫路市花田町上原田167番8地先	
花田 194号線	姫路市花田町加納原田779番3地先	
	姫路市花田町加納原田779番12地先	
花田 195号線	姫路市花田町勅旨135番93地先	
	姫路市花田町勅旨135番92地先	
四郷 134号線	姫路市四郷町山脇129番10地先	
	姫路市四郷町山脇128番13地先	

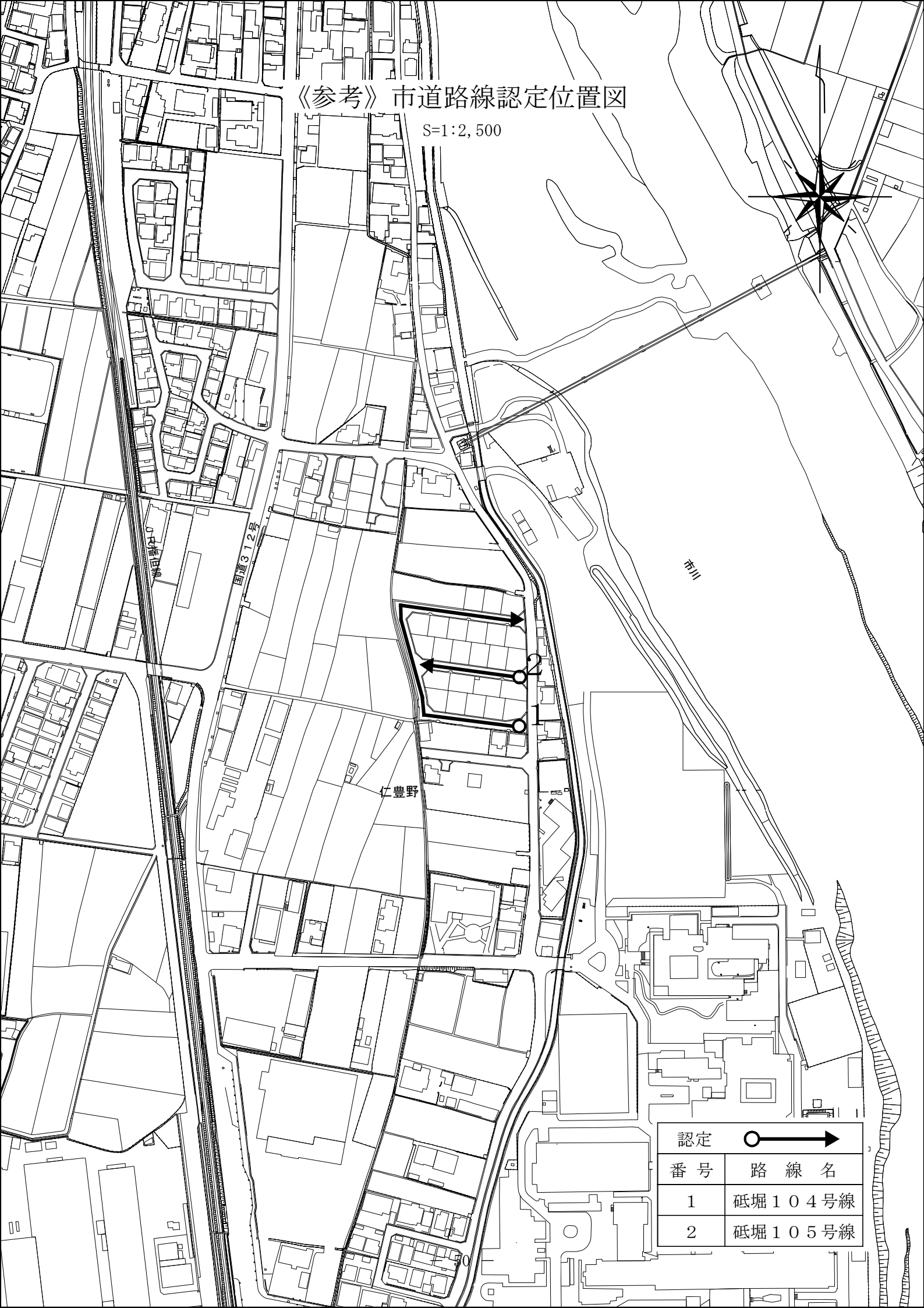
2 廃止する路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
城西 104号線	姫路市東辻井一丁目6番1地先	
	姫路市東辻井一丁目6番7地先	
安室 284号線	姫路市御立西六丁目1722番19地先	
	姫路市御立西六丁目1765番3地先	
高岡 305号線	姫路市下手野四丁目625番6地先	
	姫路市下手野四丁目629番10地先	
荒川 335号線	姫路市苦編197番1地先	
	姫路市苦編198番1地先	
糸引 95号線	姫路市北原474番地先	
	姫路市北原486番1地先	
糸引 181号線	姫路市北原482番5地先	
	姫路市北原487番3地先	

糸引	184号線	姫路市継128番3地先	
		姫路市継120番3地先	
白浜	3号線	姫路市白浜町甲402番17地先	
		姫路市白浜町甲402番368地先	
白浜	248号線	姫路市白浜町甲402番367地先	
		姫路市白浜町丙580番地先	
英賀	84号線	姫路市飾磨区英賀西町二丁目12番地先	
		姫路市飾磨区英賀西町一丁目13番地先	
谷外	128号線	姫路市飾東町佐良和65番7地先	
		姫路市飾東町佐良和68番6地先	
花田	189号線	姫路市花田町加納原田748番15地先	
		姫路市花田町加納原田748番10地先	

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

東江井四丁目

東江井三丁目

東江井一丁目



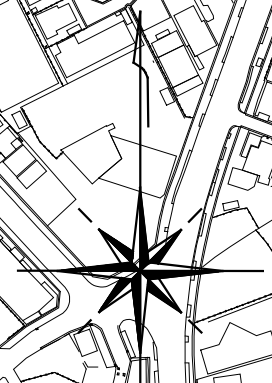
廃止	
番号	路線名
1	城西104号線

認定	
番号	路線名
1	城西104号線

市立曾左小学校

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



夢前川

北夢前台4丁目

島海浜鉄道跡

主要地方道姫路神戸線

御立西六丁目

御立西五丁目

御立西三丁目

52

廃止	
番号	路線名
1	安室284号線

認定	
番号	路線名
1	安室284号線
2	安室406号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



御立中四丁目

御立中三丁目

主要地方道堀神河線

御立西二丁目

御立中一丁目

御立八丁目



認定 番号	路線名
1	安室405号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

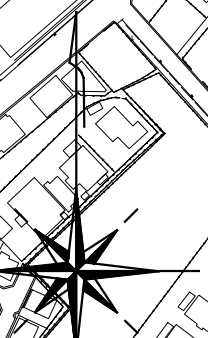
S=1:2,500

夢前川

下手野四丁目

高岡305号線

下手野五丁目



廃止	
番号	路線名
1	高岡305号線

認定	
番号	路線名
1	高岡305号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



山吹一丁目

市立高丘中学校

辻井二丁目

西今宿八丁目

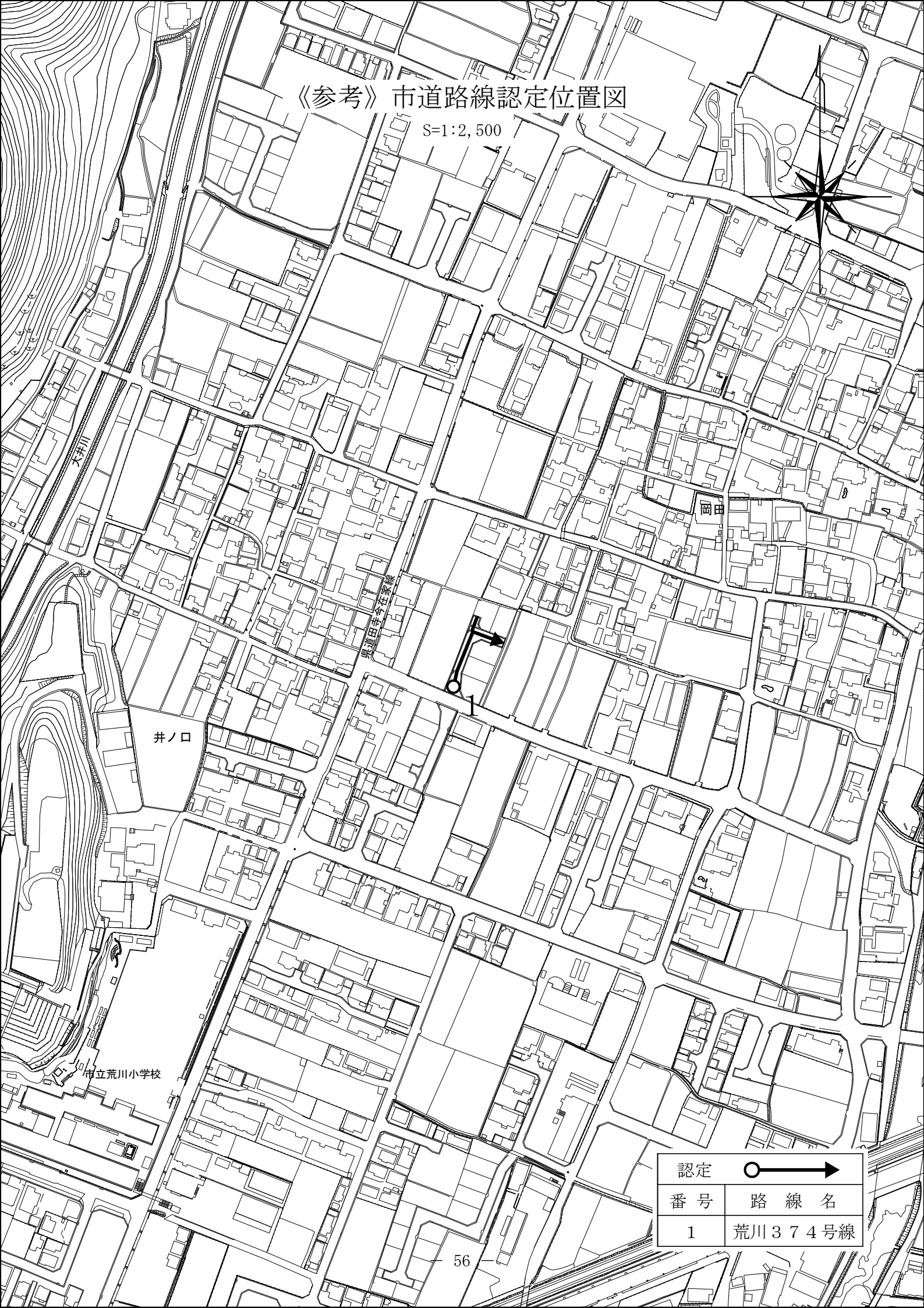
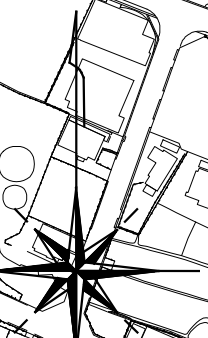
北今宿三丁目



認定 番号	路線名
1	高岡309号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



大井川

井ノ口

東通田幸今在路線

市立荒川小学校

56

認定	
番号	路線名
1	荒川374号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定	
番号	路線名
1	荒川375号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



井ノ口

大塚川

市立荒川小学校

市立荒川幼稚園

町

認定	
番号	路線名
1	荒川376号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立荒川小学校

大井川

町坪

山崎本線
県道と久今宿線

認定	
番号	路線名
1	荒川377号線

59

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



県道北原八家線

北原

北原

県道白浜道路重畳線

2

1

1

白浜町神田二丁目

白浜町寺家二丁目

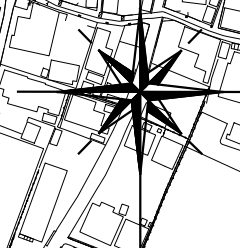
北原

廃止	○-----▶
番号	路線名
1	糸引 95号線
2	糸引181号線

認定	○————▶
番号	路線名
1	糸引 95号線
2	糸引181号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



廃止	○- - - ->
番号	路線名
1	糸引184号線

認定	○- - - ->
番号	路線名
1	糸引184号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

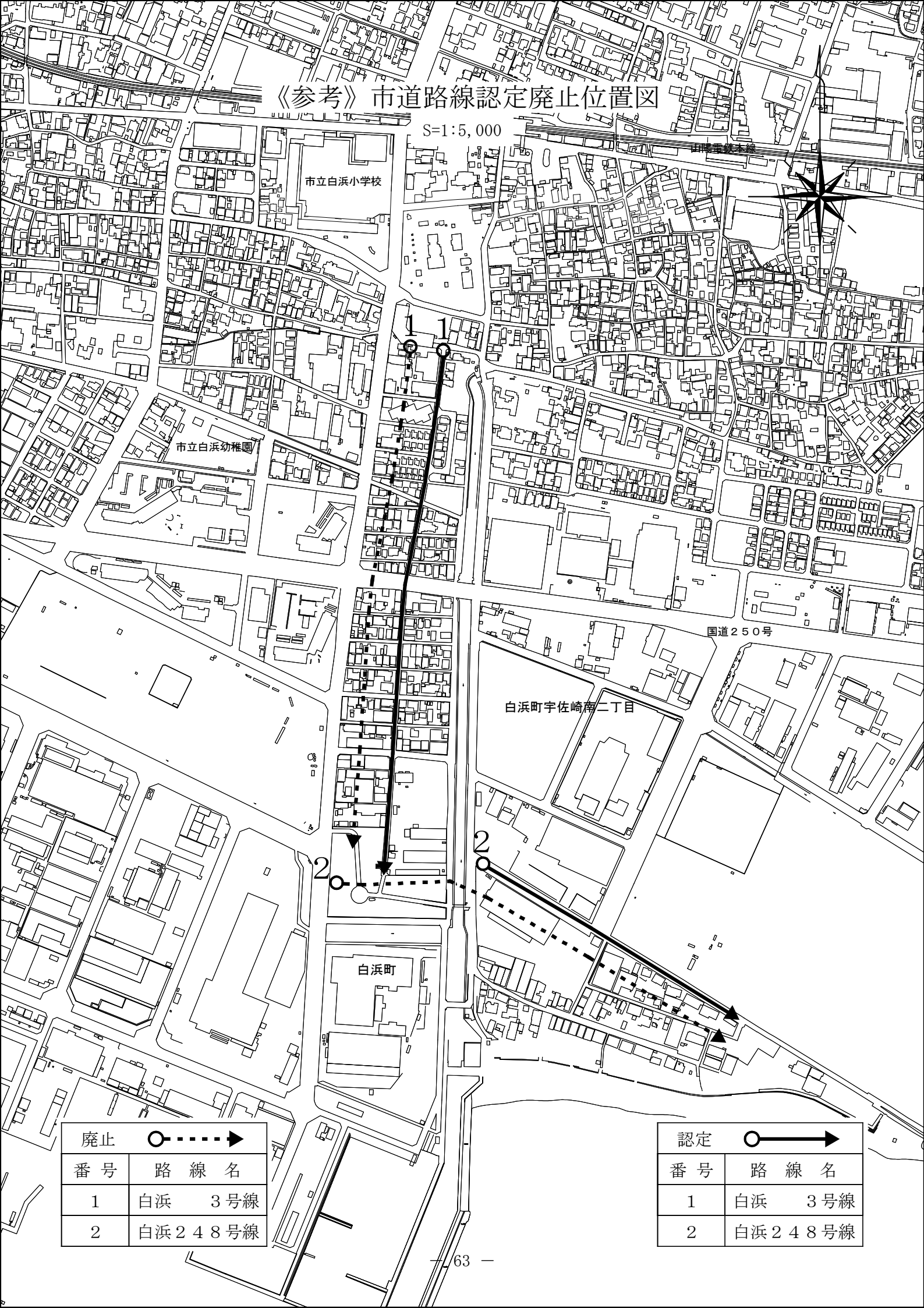


北原

認定 番号	路線名
1	糸引194号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:5,000



廃止	○-----▶
番号	路線名
1	白浜 3号線
2	白浜248号線

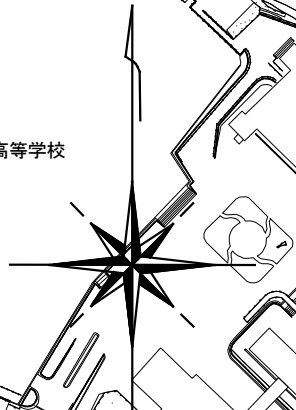
認定	○————▶
番号	路線名
1	白浜 3号線
2	白浜248号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

市立飾磨高等学校

市川



飾磨区妻鹿

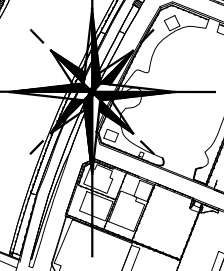
市立妻鹿小学校

認定	
番号	路線名
1	妻鹿 93号線

64

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾磨区構一丁目

船場川

飾磨区加茂東

飾磨区細江

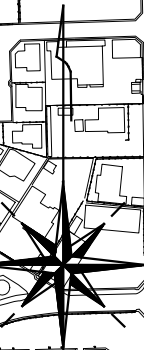
県立飾磨工業高等学校

65

認定 番号	路線名
1	飾磨573号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



飾磨区英賀宮町

飾磨区英賀西町一丁目

飾磨区英賀西町二丁目

夢前川

原道英賀保停車場線

廃止	
番号	路線名
1	英賀 84号線

認定	
番号	路線名
1	英賀 84号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾磨区城南町三丁目

飾磨区中浜町三丁目

飾磨区今在家北五丁目

県道第352号線

水尾川

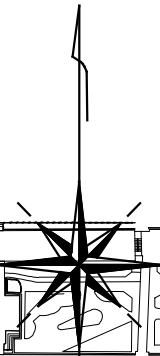
飾磨区今在家五丁目

飾磨区今在家四丁目

認定	
番号	路線名
1	英賀352号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県立姫路南高等学校

大津区天満

市立大津小学校

認定 番号	路線名
1	大津413号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



JR山陽本線

勝原区宮田

大津茂川

認定	
番号	路線名
1	勝原368号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:10,000



認定番号	路線名
1	勝原369号線
2	旭陽254号線

《参考》市道路線認定位置図

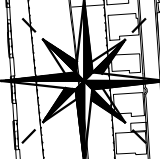
S=1:2,500

市立大津茂小学校

東道大江島太子線

網干区田井

西汐入川

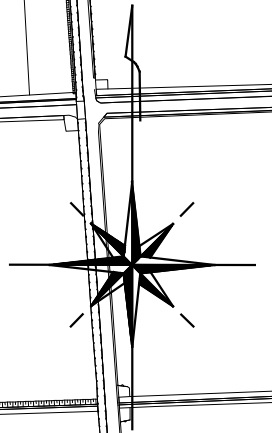


認定 番号	路線名
1	旭陽250号線
2	旭陽251号線
3	旭陽252号線



《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立旭陽幼稚園

市立旭陽小学校

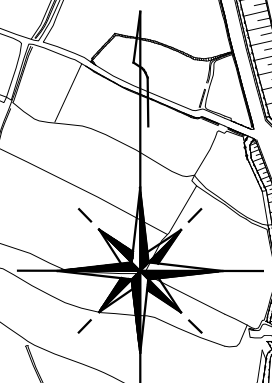
主要地方道太子御津線

網干区坂上

認定 番号	路線名
1	旭陽253号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



飾東町佐良和

飾東町庄

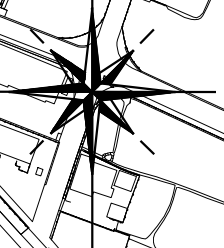
廃止	○-----▶
番号	路線名
1	谷外128号線

認定	○————▶
番号	路線名
1	谷外128号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

花田町加納原田



廃止	
番号	路線名
1	花田189号線

認定	
番号	路線名
1	花田189号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾東町庄

国道372号

2

花田町上原田

花田町加納原田

認定	
番号	路線名
1	花田192号線
2	花田193号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



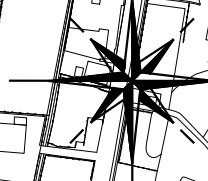
花田町上原田

花田町加納原田

認定	
番号	路線名
1	花田194号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市川

花田町勅旨

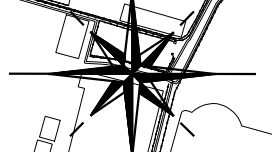
花田町加納原田

花田町一本松

認定 番号	路線名
1	花田195号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



御国野町国分寺

JR山陽本線

JR山陽新幹線

四郷町山脇

1

御国野町西御着

認定	
番号	路線名
1	四郷134号線

《参考》市道路線廃止位置図

S=1:2,500

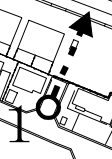


市立荒川幼稚園

大井川

西平

吉編



廃止	
番号	路線名
1	荒川335号線

議 案 第 41号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更
について

令和4年3月29日議決を得た辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部を下記のとおり変更したい。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により提出する。

記

3 公共的施設の整備計画を次のように改める。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和6年度まで 3年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
(仮称)家島交流 センター	姫路市	261,719	0	261,719	261,700
家島浄化センター	〃	742,694	569,839	172,855	172,400
合 計		1,004,413	569,839	434,574	434,100

報 告 第 2 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 24号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	274,243円
事件の概要	令和4年10月31日午後8時頃、相手方普通乗用自動車が姫路市阿保甲246番3地先の市道城陽296号線を走行中、同市道に繁茂してはみ出た樹木に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 3 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 1 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	298,936円
事件の概要	令和4年9月20日8時15分頃、相手方軽乗用自動車が姫路市兼田48番1地先の市道四郷2号線を走行中、同市道に隣接する河川堤防上の立ち枯れた木が折れて当該車両に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 4 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 2 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	174,966円
事件の概要	令和4年8月30日14時30分頃、姫路市北平野一丁目7番10号地先の市道城北116号線において、本市軽貨物自動車は相手方に衝突し、相手方を負傷させるとともに、相手方の衣服等に損害を与えたもの

報 告 第 5 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 3 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告

- 3 住宅名 六角住宅 6棟 (普通市営住宅)
- 4 事件の概要

上記の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和4年12月31日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するも

のである。

5 請求の要旨

上記の者について、本件市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

報 告 第 6 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 4 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	106,150円
事件の概要	令和4年3月8日11時30分頃、姫路市夢前町宮置975番地3の牧場敷地において、本市軽貨物自動車が縁石に衝突し、同乗していた相手方を負傷させたもの

報 告 第 7 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 5 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	177,620円
事 件 の 概 要	令和4年6月30日11時40分頃、姫路市安田四丁目1番地の姫路市役所公用車駐車場において、本市軽貨物自動車と相手方自転車とが接触し、相手方を負傷させたもの

報 告 第 8 号

令和 5年 2月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 6 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
相手方及び 損害賠償額	相手方1 98,806円 相手方2 [REDACTED] [REDACTED] 433,560円
事件の概要	令和4年2月17日9時20分頃、姫路市玉手一丁目152番地先の市道幹第64号線と県道田寺・今在家線との交差点において、本市軽貨物自動車が、相手方1が運転する相手方2の普通乗用自動車に接触し、相手方1を負傷させるとともに、当該車両に損害を与えたもの

姫路市長 清 元 秀 泰

審査請求の却下の報告について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査請求を却下したので、地方自治法第231条の3第9項の規定により報告する。

記

1 審査請求人



2 処分庁 姫路市長

3 事案の概要

- (1) 令和4年3月23日、処分庁は、審査請求人による平成30年12月から令和元年12月までの間、3つの事業所においてサービス提供に係る障害児通所給付費及び介護給付費の請求に不正があったことから、審査請求人に対し、当該不正請求に係る返還金及びこれに係る加算金（以下「返還金等」という。）の支払をそれぞれ請求した。
- (2) 令和4年4月19日、処分庁は、審査請求人が納期限までに返還金等を納付しなかったことから、審査請求人に対し、不正請求のあった各事業所に係る返還金等の納付を督促する処分（以下「本件各督促処分」という。）を行った。
- (3) 令和4年7月13日、審査請求人は、姫路市長に対し、本件各督促処分の取消しを求める審査請求を行った。
- (4) 令和4年8月15日、処分庁は、本件各督促処分を取り消した。

4 却下の理由

処分庁が本件各督促処分を取り消したため。